

## 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日から8%から10%へと引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされました。

板橋区の令和3年度普通会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【 歳 入 】	地方消費税交付金（消費税増収分）	8,026,732 千円
【 歳 出 】	社会保障施策に要した経費	138,775,145 千円

単位：千円

項 目		3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・都 支出金	区債	その他	うち 地方消費税交付金 (消費税増収分)	
社会福祉 社会保険	社会福祉費	29,896,531	19,060,559	0	49,901	10,786,071	7,520,245
	老人福祉費	15,437,877	1,474,559	0	97,061	13,866,257	
	児童福祉費	48,546,014	26,344,138	157,000	1,225,424	20,819,452	
	生活保護費	34,544,743	25,958,321	0	0	8,586,422	
	小 計	128,425,165	72,837,577	157,000	1,372,386	54,058,202	
保健衛生	保健衛生費	10,081,243	6,482,402	0	166,329	3,432,512	506,487
	結核対策費	42,452	32,062	0	0	10,390	
	保健所費	226,285	21,875	0	7,101	197,309	
	小 計	10,349,980	6,536,339	0	173,430	3,640,211	
合 計		138,775,145	79,373,916	157,000	1,545,816	57,698,413	8,026,732